



消費生活通信

第155号 令和6年7月1日

東秩父村役場産業観光課内 ☎82-1223（直通）

消費生活相談員は「消費生活通信」の作成や契約トラブルなどの相談をお受けしています。
金曜10時～15時30分 お気軽にご利用ください。情報提供も受け付けています。

～動画の広告をきっかけに脱毛施術～ エステティックサービス・美容医療などの契約は慎重に

埼玉県消費生活支援センター

薄着になる夏。ムダ毛が気になり、エステや美容医療の広告をきっかけに、施術を受けるケースがあります。一方、契約トラブルややけどなどの事故も起きています。リスクも知った上で判断しましょう。

広告を見て店舗に行く前の立ち止まりポイント

脱毛には「エステ脱毛」と「医療脱毛」があります。

エステ脱毛

光を照射するなど、一時的に除毛・減毛を行うものです。毛の幹細胞を破壊しない範囲で施術するため、皮膚への影響は少ないと言えます。医療行為ではないため、施術者に免許や資格は必要ありません。

医療脱毛

レーザー光線などを毛根部分に照射して組織を破壊することにより、毛を生えなくする医療行為です。

医師が行うもので、脱毛効果は高い反面、皮膚内部の組織を破壊するため、やけどなどのトラブルが起きる可能性もあります。ただ、トラブルの際は直ちに医師の診察を受けることができます。

「月額1000円」という広告を見て、毎月の利用料が1000円だと思っていたら、実際はクレジット分割払いの月額で、想像以上に高額だったという事例があります。

「お得なプランで契約できるのは今日まで」などとせかされるケースもあります。少しでも不安があれば、その場ですぐに決めず断りましょう。

永久脱毛!!

ノーリスク

月額 1,000 円

通い放題

エステ脱毛で「永久脱毛」とうたっているケースもありますが、エステサロンでできるのは「一時的な除毛・減毛」です。

エステティックサービス、美容医療の一部は「1か月を超え5万円以上の契約」で契約書を受け取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフが適用できます。期日を超えても解約料に上限のある中途解約ができます。

水の定期購入だった!? ウォーターサーバーのレンタル契約

国民生活センター

ショッピングモールや家電量販店などでウォーターサーバーを展示して、水の定期購入を勧めるケースがあります。

【事例】

スマホの機種変更で出向いた家電量販店内で、ウォーターサーバーは無料でレンタルできると勧められ、ミネラルウォーターの契約をした。担当者は私のスマホを使って手続きをしたが、契約書は渡されていない。2か月間利用したが必要ないので解約したいと事業者と連絡すると、解約料が1万円と言われた。



- ウォーターサーバーのレンタル契約は無料でも、水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、購入しなければ解約料がかかることがあります。
- 室内のどこに設置するか、一人で水の交換ができるか、本当に必要かをよく考えましょう。
- 契約前に、支払い総額など契約内容や解約の条件をよく確認し、契約書は書面で受け取りましょう。

サウナ浴は体調に合わせて無理せず安全に

消費者庁

サウナの爽快感やリラックス効果が注目され、入浴施設、スポーツ施設、宿泊施設など様々な場所で利用が広がっています。

一方で、サウナ室内での事故情報も寄せられています。事故の場所は「入浴施設」、年代は「40・50歳代」、受傷内容は「やけど」「擦り傷・切り傷」が多くなっています。

中には心筋梗塞の既往症のある人がサウナ利用中に心臓発作を起こすなど、意識障害を伴う重大なケースも起きています。

注意ポイント

- 掲示されている注意事項を確認し、正しい利用を心がけましょう。
- 「体の同じ部分を高熱に長く当てた」、「サウナ室のむき出しの電球に当たった」など、思わぬやけどをすることもあります。
- 温度を体に慣らすことを意識しながら無理のない利用を心がけ、体調に異変を感じた時はすぐに周囲の人や施設のスタッフに知らせましょう。



<消費生活相談> お気軽にご相談ください

- 日時 毎週 月・火・木・金（祝祭日をのぞく）
月・火・木曜日は行政職員、金曜日は相談員
10時から15時30分（変更になる場合があります）
- 場所 産業観光課 電話 82-1223（直通）